情報公開の総合的な推進の体系

公文書の開示 (県民の請求により公文書を開示)

県が県民に積極的に情報を提供 広報活動・行政資料の提供・情報の所在案内等

情報公表制度

(県が主要な施策に関する情報を公表)

(県民の情報ニーズの把握) 聴 活 動)

(公文書の開示)

県

民

や事務所、 公文書の開示を請求できるのは、県内に住所 事業所を持つ個人や法人です。

条例の具体的 内容

富

Ш

県

それぞれ次の事項が規定されています 条例は、四章二十二条から構成されて おり、

第一章 条例の目的、公文書などの定義、解釈 ど総則的な事項 運用方針、情報公開の総合的な推進な

公文書の開示の請求方法や開示す

るか

第三章 情報の提供施策や公表制度の拡充に関 どうかの決定手続に関する事 項

第四章 公文書の開示の実施状況の公表など条 る事項

(用語の意味)

例の実施に関する事項

は除かれています。) ど県の十の機関です。(なお、 監査委員、 事、教育委員会、選挙管理委員会、 機関」ということにしていますが、 の開示」ということにしています。 こととその写しの交付を受けることを「公文書 また、 条例では、県民が請求した公文書を閲覧する 公文書の開示を実施する機関を「実施 地方労働委員会、 議会と公安委員会 公営企業管理者な これは、 人事委員会 知

記載します ます。この請求書には、 面(開示請求書)を情報公開の請求窓口に提出し 入手したい公文書(情報)の内容を記載した書 請求者の氏名や住所も

③開示するかどうかの決定 (なお、請求は、各実施機関でも受け付けます。) 内など情報公開に関する相談も受け付けます。 では、公文書の開示の請求手続や情報の所在案 立図書館東側に建設中)に置きます。この窓口 報公開総合窓口と、公文書センター 情報公開の請求窓口は、県庁東別館二階の情 (仮称、県

かを決定して、 十五日以内に、 請求された公文書については、 請求者に結果を文書で通知しま 各実施機関で開示できるかどう 原則として、

④開示しないことができる場合 公正な決定をすることにしています。 必要に応じ公文書開示審議会の意見を聞いて、 人や法人の意見を聞く場合があります。 の損害を与えることがないようにするため、 情報が含まれているときは、個人や法人に不測 なお、請求された公文書に個人や法人などの また、

合は、開示されないことがあります。 この条例では、公開を原則にしています。 ◆法律などで開示できないとされている情報 5、開示されなハここのうな情報が含まれている場公文書に次のような情報が含まれている場

◆特定の個人が識別される情報 法人などに不利益を与える情報(但 イバシーを侵害するもの) 民の生命、身体の安全を守るために開示さ (個人のプラ

①原則公開 することにしています 公文書の開示を求める県民の権利を十分に尊重 ます。 れた県政を一層推進することをねらいとしてい 条例の特色 県の持つ情報は原則として公開することとし 条例の特色としては、 次の点があげられます

の総合的な推進について定めたもので、本年九月三十日に制定され、明らかにするとともに、積極的な情報提供を行うことなど情報公開

昭和六十二年四月から実施されることになりました。

た県政の一層の推進であ

17

ればなりません。

「富山県情報公開条例」は、

公文書の開示を請求する県民の権利を

これを円滑に進めるには、県民すべての積極的な参加と協力を得な

の県政に対する理解と信頼を深め、県民に開か

条例は、

県政に関する情報を公開して、

富山県では、二十一世紀に向けて新しい県づくりを進めています。

②個人のプライバシーの保護 公文書が開示されることによって個人のブラ

報公開制度の利用者に個人のブライ 則として公開しないこととしています。 重するよう求めています。また、個人情報は原 イバシーが侵害されることがないよう、 バシーを尊 県や情

③情報公開の総合的な推進

月板

列

うにするには、 を総合的に推進することにしています に関する情報の公表制度を拡充して、情報公開 いくことも重要です。このため公文書の開示だ けでなく、県の側から積極的に情報を公開して 県民が容易に情報を利用することができるよ 広報などの情報提供施策や主要施策 請求によって情報を公開するだ

国などと県との協力関係が損 るものもあります

県などの意思決定に支障を生ずる情報 なわれる情報

委員会や審議会の公正な議事運営が損なわ

県などの事務 事業の公正な実施ができな

公共の安全を確保することができなくなる おそれのある情報

くなる情報

請求者が公文書の開示をしない決定を受けた場 ⑤開示しない決定を受けたものの救済 合は、実施機関に不服申立てをすることができ 開示しないことができる場合に該当す るため

の意見を尊重して、 この場合は、 こて、不服申立てに対する決定を実施機関は、公文書開示審議会

各実施機関

⑥公文書開示審議会は、 公正に審議します。 委員で構成され、実施機関からの諮問に応じ、 学識経験者五名以内の

⑦費用の負担

公文書の写しの交付やその郵送に要す は請求者が負担することにしています 3

整備、 報提供施策の拡充に努める ②広報活動の積極的な推進、行政資料の目録の 閲覧施設の充実、情報の所在案内など情

(情報の提供と公表)

①県民の情報ニーズを的確に把握して正確で分 易に利用できるようにするため、 かリやすい情報を積極的に提供するよう努める 実施機関は、県民が必要とする情報を迅速容

お問い合わせください。

いて詳しくは、県庁総務課情報公開班まで 富山県情報公開条例、 情報公開制度につ

める。 ことにしています。

③主要な施策などの情報の公表制度の拡充に努

公文書請求から開示までの流れ 請求窓口 TOTAL STREET STREET STREET STREET 県 民 請求書 請求書 〔総合窓口・公文書センター(仮称)〕 請求公 •請求受付 •請求内容の確認・請求公文書の特定 の送付 の 提出 • 公文書目録の整備 • 情報公開に関する案内、相談 2220 ファイリング・システムによる 文書の整理・保管 の判断 開示 開示 決定 • 公文書の閲覧 の決定 ・公文書の写しの交付 開示非開示の判断・決定 公文書開示審議会 非開示通知 非開示決定 非開示の決定に不服がある 不服申立てに対する決定 ときは実施機関に対して不 について審議します。 服申立てができます。